

解

題

序説

浄土宗の開祖法然上人には非常に多くの伝記があり、それらは滅後間もなくつくられ始め、室町時代以前にできたものだけでも十五種を数えることができる。『法然上人行状絵図』は数ある伝記の中でも、最も代表的なものである。別名を巻数によって『四十八巻絵伝』、伝承された製作縁起に因んで『勅修御伝』、略して『勅伝』ともいう。成立の時期は明確になしえないが、鎌倉幕府の滅亡も間近い十四世紀の初期、法然上人滅後百年のころとみられる。

全編二百三十五段から成り、段毎に絵図が添えてある。詞書は記事詳細にして文辞典雅、筆蹟も優雅であり、絵図は彩色鮮麗にして描写細密。鎌倉後期の絵巻物として国宝に指定され、現に知恩院に蔵されている。

その内容は、上人の一期の行状をのべ、法語を載せ、併せて門弟の事蹟が収めてある。素材となったのは、先行の法然伝や法語、消息類、宗の内外から集めた材料などである。これらを優れた構想の下に輯録、編纂してある。集大成された法然伝であり、撰者舜昌は『法然上人行状絵図』をして法然伝の決定版たらしめようとした。

法然上人の生涯に関しては出家登山、求道遍歴、専修念仏帰入、下山後の教化、四国配流などに重点が置かれている。法然上人像の描き方の根底には、苦悩する一個の人間としての宗祖よりも、救済者、聖者としての上人を強調しようとする態度が窺われる。しかしそのような法然上人像の中からも、遁世、求道、回心という魂の遍歴過程は鮮やかに描写されていて、そこに真理を追求する人間の在り方を見出すことができる。

法然上人の思想については法語、消息、著書によってのべられているが、特に浄土門の要法と念仏行者の安心起行、即ち実践面に関するものが多く輯めてある。構想に關することであるが、弥陀の四十八願に因んで四十八巻がつくられ、第十八願に相当する第十八巻に『選択本願念仏集』の要文が充ててあることは、甚だ意味深い。

このように『法然上人行状絵図』は、単なる伝記ではなく、浄土宗の教学の書として、従来、宗門人には必携必読すべき聖典とされてきたのである。

一 二三位一体の伝記

宗祖伝の白眉である、知恩院の常住物、法然上人絵伝一部四十八巻には内題がなく、外装の題簽に書かれた「法然上人行状絵図」の外題を以て、当該巻本の標題としている。美術史の上では『法然上人絵伝』といわれることもある。『法然上人行状絵図』は四十八巻という現存する絵巻物では最大の大作であり、絵画にすぐれ、詞書の筆蹟には宸翰と伝えられるものがあり、勅願による製作だとの伝承がある。後で触れるが、忍激の『勅修吉水円光大師御伝縁起』によれば、後伏見上皇が叡山功德院の舜昌法印に勅して、先行の伝記を参看して法然伝を集大成せしめられたという。徳治二年（一一三〇七）より十年あまりの春秋を経て完成したという。知恩院では「近來念仏宗興隆人也」（『花園天皇宸紀』元亨元年三月七日条）と称された第八世如空（如一国師）の時代である。舜昌は伝記集成の功により、第九世に補されている。

この伝記は標題のとおり、法然上人の誕生から死後の嵯峨二尊院での建塔に至る、一期の行実を克明に録することを主軸にしているが、あわせて法語や消息を掲げて教義を伝え、また門弟や在俗帰依者の事蹟をも詳述している。法然上人や門弟たちの苦難の道程を浄土宗の形成に集約して述べることに主眼点があった。

さらに注目すべきは、再三の「知恩院」の登場から察せられるように、法然上人と浄土宗、浄土宗と知恩院との諸関係、換言すれば法然上人、浄土宗、それに知恩院の三位一体性が主張されていることである。『法然上人行状絵図』編述の真の意図がここにあったとみられるのである（後述）。従ってこの伝記は、法然上人の行動と思想を物語るこ

とだけにとどまらず、実は浄土宗や知恩院の歴史的発展を示す重要なメルクマールとなっている。

このような価値をもつ『法然上人行状絵図』であるが、分量的にも最長篇であり、また伝えられるように、詞書・画図に多数の貴紳や絵師の参画があったり、料紙の準備などを考えると、知恩院の経済力や宗教界にあっての地位など、その背景を無視することができない。『法然上人行状絵図』の完成は、当時の知恩院の総力によってなったものであり、浄土宗（鎮西派）の優位を確定したものであった。

二 成立の縁起

『法然上人行状絵図』の成立を語る史料は二種ある。

一つは舜昌の『述懐鈔』（『浄土宗全書』統九所収）である。山僧が他宗の祖師伝を作ることを見詰めたのに答えて、舜昌は「今不レ図勅命ヲウケ、法然上人、勸化ヲ画図ニ移シ、弥陀称名ノ本願ヲ巻軸ニ顕ハス事、偏ヘニ一念弥陀仏、即滅無量罪、現受無比樂、後生清浄土ノ明文ヲ頼ミ、極重悪人無他方便、唯称弥陀得生極樂ノ祖説ヲ仰ギテ、且ツハ身ノ劣器ヲ誠シメ、且ツハ心ノ懈怠ヲ扶ケテ、吾モ人モ同ク順次ノ往生ヲ遂ゲントナリ」と、自己の立場を示した。舜昌については、江州志賀の人、比叡山に登って唯真に仕え、功德院に住し、のち如一を師として浄土門に帰したことしか伝えられてない（『浄土鎮流』祖伝など）。ところでこの『述懐鈔』には問題がある。延享五年（一七四八）の刊本には、勅命を受け云々の文がみられるが、これより古い延宝三年（一六七五）の刊本にはこの記事がみられない。また鎌倉時代書写の『述懐鈔』にも勅命云々の言葉がない（大橋俊雄「四十八巻伝の成立年時」に就いて「日本歴史」一五〇）。果たして『法然上人行状絵図』が勅願によつた勅修の伝記であると云えるかどうか疑問である。

いま一つは忍激の『勅修吉水円光大師御伝縁起』（『浄土宗全書』十六所収）である。享保二年（一七二七）、忍激の七回忌に上

梓されたもの。『法然上人行状絵図』が成つてから、約四百年も後のものである。問題の勅命による編集については、左に掲げるように上皇名を挙げてゐる。すでに勅修との伝承がこの伝記には付与されていたのであろう。批判すべき点があるものの、この書は編纂意図、構成、詞書筆者、正副本の成立、編集期間など総括的に説明した最も早いものである。江戸中期における『法然上人行状絵図』に関する知識がわかる。少し長文になるが、成立事情を伝える箇所を掲出しておこう。

法然上人行状畫圖一部四十八卷は、九十二代後伏見上皇、叡山功德院舜昌法印に敕して、昔年吉水門人の記する所の數部の舊傳を集めて、大成せしめ給ふにぞ侍る。これによつて世の人、敕集の御傳と稱して、ことに尊重する事にはなりぬ。つらくこれを拜閲するに、行状の詳悉にして、文章の優美なる事、諸傳に比類なし。(中略)

昔我大師御在世の時、常に左右に親炙しける門弟の中に聖覺法印、隆寛律師、勢觀上人など、おの／＼師の行業を録しとどめられける。傳記數編古より世に行はれて、大師の道跡いちじるし。又まのあたり、吉水の教化に浴し給へる君臣僧俗の行状も、あひつゝで門人の記せる傳文、あまた世にとどまりて、共に當時の實録にして、後の世の鏡なりけり。しかあれど祖師を去こと、や、遠ざかりゆくまゝに、背宗の徒又きをひをこりて、みだりに傳記を作爲せしより、玉石すこぶる色をあらそひ、眞偽ほと／＼跡をみだす。かくては末の世の人のまよひ、法のわざはひなるべし。爰に後伏見上皇、本より大師の德行を御信仰まし／＼けるが、叡慮もかたじけなく、かかる事をや思召されけん、上人の道跡より弘教の門弟、歸依の君臣等の行状に至るまで、たゞ吉水門人のおの／＼記し置る舊記をかんがへて、事の同じきをはぶき、跡の異なるをひろひ、數編の傳記を總修して一部の實録となし、萬代の龜鑑にそなへもつすべき旨、舜昌法印に仰下さる。法印つゝ、しみ承りて近代杜撰の濫述をば擇びすて、

たゞ門人舊記の實録をのみ取用て、類聚して編をなせり。しげきをかりては要をあつめ、漢字を譯しては和語となし、見る人ごとに尋やすくさとりやすからしむ。をよそ二百三十七段、段ごとに畫圖をあらはし、卷を四十八軸にと、のへて、奏進せらる。上皇叡感かぎりなく、更に才臣に命じて事實を校正し、文章を潤色せしめ、繪所に仰てくはしく丹青の相を成しめ給う。しかのみならず、行狀の詞は、上皇まづ宸翰を染させ賜へば、後二條帝、伏見法皇も共に御隨喜まし／＼て、同じく宸筆を染させたまへり。又能書の人々、青蓮院尊圓法親王、三條太政大臣實重公、姉小路庶流從二位濟氏卿、世尊寺從三位行尹卿、從四位定成卿に敕して、おのおの傳文を書しめ給へり。所謂一、二、三、七、八の五卷は後伏見上皇の宸翰なり。十四、十五但月輪禪閣より廿二但或人より下廿五、廿六但上野國御家人よ卅三、卅四、卅五、卅六但勝法房の一卅七、卅八、卅九、四十二の十三卷は後二條帝の宸翰なり。第四十は伏見法皇宸翰なり。九、十、十一、十二、十三、十八、三十の七卷は尊圓親王の筆なり。第卅一は實重公の筆なり。十六、十七、廿四、廿七、廿八、廿九、卅二、四十一、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八の十四卷は濟氏卿の筆なり。四、五、六、廿一但又一紙より廿三の五卷は行尹卿の筆なり。十九但仁和寺に栖尼より下は、行二十但遠江國より下は濟氏卿筆の二卷は定成卿の筆なり。かくて四十八卷の繪詞ようやく繕寫事をはりにしかば、上皇斜ならず悦ばせ給ひて、繕寫の御本をば、やがて官庫にぞ納められける。

上皇又思召れけるは、もしながく官庫に祕藏せば、利益衆生のはかりごとにあらず。またみだりに披露せば、紛失の恐れなきにしもあらずと、依之重てまた、繪詞一本を調られて、副本にそなへ、かつは世間傳寫の因縁にもなさばやとて、更に御草案の畫圖を、取用ひさせ賜いて、又一部重寫の叡願をおこさせたまひけるに、これも程なく功成てけり。第一、第十一、第卅一の三卷は伏見法皇の宸翰、第八、第廿の二卷は世尊寺從三位行俊卿の筆、残り四十三卷は後伏見上皇こと／＼宸筆を染させ給ひけるとぞ、誠にためしなき不可思議の御善事なりけ

り。正本副本兩部の御傳、おの／＼四十八卷の繪詞、徳治二年に初まり十年あまりの春秋をへて、其功ことごとく成就し給ひぬ。就中、伏見院御落飾の後は上皇世の政を知しめして、ことに御いとましまさざりける。比しもお衆生利益のために重寫の御沙汰まで思召入させ賜ひけん。御宿善の程、よもおぼろげの事には侍らじ。さればいにしへより今の世まで、御傳の利益の世に盛なるを思えば、みな上皇の御賜なり。かたじけなきには侍らずや。(中略)さて重寫の御本をば、世間に流布して衆生を利益すべしとて、舜昌にぞ給はりける。これより世こそりて敕集の御傳と稱して、展轉書寫して、ひろく京夷にひろまりければ、諸人の尊重する事、はるかに往昔門人の舊記にこえたり。されば道俗貴賤、御傳を拜見して念佛門にいる人、はなはだおほく、法印の嘉名も遠近に聞えしかば、其比台徒の中にいきどほりをなす人出來て、舜昌名を我山の衆徒にかりなから、顯密の行業をさしをきて、ひとへに念佛の興行を致し、あまさえ他師の行狀を記せる事、はなはだ其いはれなしと、そしりをなすともがら、山洛の間に聞えければ、法印又述懷鈔をつくりて、山門にぞをくらられる。(中略)さて舜昌法印をば、御傳惣修の賞として、知恩院第九代の別當に補せらる。其時官庫の御傳を正本と名づけて、これを賜はりて、ながく吉水の寶藏にぞ納められける。をよそ我朝に諸師の傳記おほしといえども、いまだかくばかり盛なるはなかりき。ゆ、しき我祖の眉目にして、宗門の光華にぞ侍る。其後吉水十二世誓阿上人、宸翰を祕藏し、思ひたまひけるあまり、もしはからざるに非常の災などにあひて、兩部の御傳、時のまの烏有ともなりなば、いかばかり心うきわざなるべければ、一部をばいかにも世はなれたらんはるけき名山に藏して、末の代の寶券に残さばやと、常に遠き慮をめぐらされけるが、老後に和州當麻の往生院に退居し給ひける時、御正本はあまたの宸翰名筆備足して畫圖の彩色まで殊に勝れて嚴重なりしかば、これをば吉水の寶藏に留られ、副本一部を隨身して、往生院の寶藏に納められけり。今に相傳へてかの寺第一の靈寶と崇むる是なり。抑法皇も上皇も、年比、吉水第八

世の如く一國師を御師範に召れて、淨土の三經五部一集の要義を學ばせ給ひしより、西方の御願ふかく、我大師の法恩を感荷し思しけるによりて、かくまでは叡慮にかけさせ賜ひけるとぞ。しかしより以來、御代ごとに吉水御傳を叡覽まします事にはなりぬ。(中略) されば其頃澄圓上人という高僧あり。本は山門の學匠にて、博學強記たぐひなかりければ、時の人讚美して一切經藏とぞ名づけける。精義神にいり、靈辯玉をはく。當代の龍象なりしが、つゝに淨土門に歸依し、鎮西の流を汲て、專修の行者となり、淨土十勝論十餘卷を撰述して、吉水の宗義を翼讚せらる。其中に大師の法語を引證して、所立の義勢を成せられし事の侍りし時、或人なをその法語の眞偽をうたがひしかば、澄圓、たゞ我ひとりこれを得たるにあらず。亦知恩院別當法印大和尚位舜昌も、これを得て、祖師の行狀畫圖の詞とせりと、答申されて、公論の證據には此御傳を出されたり。澄圓は舜昌法師と同時の人なりき。されば御傳のかくはや、時のために重ぜられし事、あに敕集のやんごとなく、作者のおほやけなりしゆえならずや。(中略) 抑宸翰の御本は、卷の内には題號なし。ただ表紙の上に、法然上人行狀繪圖と題せられたり。今敕修吉水大師御傳と標題し侍る事は、古より相傳へて、敕修の御傳と稱したる上、今又あらたに、圓光大師の徽號をおくり給りてしゆへなり。(中略) 古今の美號に任て、敕修吉水圓光大師御傳とは標題し侍るものならし

源尊氏公、宸翰の御傳を拜覽して奉納の爲に、三合の唐櫃を寄進せらる

『法然上人行狀繪圖』の成立について、忍叢が述べるところを整理すると、次の如くである。

一、つとに聖寛、隆寛、勢観らが法然の行業を録し、數編の伝記が當時の実録として世上に現われたが、時代が下ると妄りに作為をなし真偽定かでなくなり、人々を迷わせることになる。そこで先行數編の法然伝記を総修して、一部の実録を編み、萬代の龜鑑に備えしめる必要がある。この観点から後伏見上皇が比叡山功德院の舜昌法師に勅して編集せしめられたのが、『法然上人行狀繪圖』一部四十八卷の伝記なのである。近代杜撰の濫述は捨て、旧記の実録

のみを取って集成した、法然、門弟、帰依者の行状についての決定版である。登場人物に関する「公伝」である。

二、『法然上人行状絵図』とは題簽の標題であるが、勅命によって成った宗祖伝であるから、世に『勅修御伝』と尊称しているが、いま新たに円光大師号が宣下されたから、『勅修吉水円光大師御伝』と称するのが相応しい。(忍徴は単に『御伝』『吉水御伝』とも称しているが、別称、略称などについては三で後述する。)

三、詞書は二百三十七段(実は二段少ない。末尾付表参照)、段ごとに画図をあらわしている(これも三段については絵図が無い。同上)。四十八巻に整えて奏進したところ、才臣に事実を校正し、文章を潤色せしめられ、画図は宮廷絵所に描かされた。また詞書は上皇以下能書の人びとが次のように筆を染めた。

後伏見上皇……第一、二、三、七、八の五巻

後二条天皇……第十四、十五(但月輪禪閣より)、二十二(但或人より下)、二十五、二十六(但上野国御家人よ)、三十三、

三十四、三十五、三十六(但勝法房の一段)、三十七、三十八、三十九、四十二の十三巻

伏見法皇……第四十

青蓮院尊円法親王……第九、十、十一、十二、十三、十八、三十の七巻

三条太政大臣実重公……第三十一

姉小路济氏卿……第十六、十七、二十四、二十七、二十八、二十九、三十二、四十一、四十三、四十四、四十五、

四十六、四十七、四十八の十四巻

世尊寺行尹卿……第四、五、六、二十一(但又一紙より)、二十三の五巻

世尊寺定成卿……第十九(但仁和寺に栖む尼)、二十(但遠江国より)の二巻

四、繕写の四十八巻絵詞は官庫に納められ、後伏見上皇の勅慮で副本の作成が企てられた。絵は草案の図を用い、

詞書は伏見法皇、後伏見上皇、世尊寺行俊卿の染筆とのこと。この重写の副本が世間に流布した。舜昌が伝記総修の賞として知恩院第九代別当に補せられた際、官庫の正本を知恩院に賜わってより、永く吉水の宝庫に蔵されることになった。のち副本は知恩院第十二世誓阿が当麻往生院に退居したとき、往生院の宝庫に移された。

五、正副両部の四十八巻絵詞の製作は徳治二年に始まり、十年あまりの春秋を経て完成した。伏見上皇、後伏見上皇は年ごろ知恩院第八世如空（如一国師）を浄土教の師範とされ、宗祖への法恩を感ぜられ、御伝の集大を叡慮にかけられていたのである。（十年の編集期間は、花園天皇、伏見上皇、後伏見上皇の治世下、知恩院では如空の代に相当している）。

六、そのころ元天台僧の澄円が浄土宗門に帰依し、『浄土十勝節箋論』を著わし、なかで法然の法語を引用しているが、法語の真偽を疑うものがあれば、われ独りだけでなく、知恩院別当法師大和尚位舜昌もその法語を引いて、祖師の『行状絵図』の詞とされている。この伝記は実に「公論の証拠」たりえるものである。

忍徴は、概略、上記のような主張に加えて、この伝記を次のように価値づけている。即ち「台宗の法印（舜昌）、平等利益の公心より、たゞ法のために記せられ」た伝記であるから、まさに「僧中の公伝」であり、「縁起のおほやかなる事」これにまさるものはない。私伝ではなく公伝だと意義づけている。

忍徴は巻尾で標題に触れ、「抑宸翰の御本は、巻の内には題号なし。ただ表紙の上に、法然上人行状絵図と題せられたり。今勅修吉水大師御伝と標題し侍る事は、古より相伝えて、勅修の御伝と称したる上、今又あらたに、円光大師の徽号をおくり給りてしゆへなり」と述べているが、『勅修御伝』と称する以前に、いくつかの別称があった。これについては次項で述べる。

三 成立の時期と別称

成立時期について、忍激は「正本副本両部の御伝、おのおの四十八巻の絵詞、徳治二年に初まり十年あまりの春秋をへて、其功ごとごとく成就し給いぬ」と述べている。彼が着手を徳治二年とした根拠は何か、よくわからない。後二条天皇が染筆されたとの伝承を合理づけるには、同天皇が崩じられた延慶元年以前に編纂開始としなければならず、その前年の徳治二年に始期を置いたのかも知れない。そして忍激は、浩瀚な正副両伝であるから、事業期間を十年余を要したと考えたのであろう。

成立期の下限については研究者に諸説がある。井川定慶氏は、忍激も言及している『浄土十勝節箋論』の跋文によつて、この書の成立を元応二年（一二三〇）と考え、この年の正月以前に『法然上人行状絵図』ができていたと論じている（『法然上人絵』）。田村圓澄氏は、『存覚袖日記』に『黒谷四十八巻絵詞』の料紙の記事があるのは、存覚が生存中に『法然上人行状絵図』か、またはその写本を披閲していたことを示しているから、存覚が示寂した応安六年（一二七三）以前の成立だとする（『法然上人』）。三田全信氏は、草稿本的意義をもつ『法然上人伝記』（九巻伝）が成立したと思われる延慶四年（一二三一）から、『浄土十勝節箋論』の澄田自序の正中元年（一二三四）に至る間に完成したとみる（『成立史的法然上人諸伝の研究』）。

田村圓澄氏を除いて、一両氏とも一四世紀の二十年代とする。もちろん田村説は確固たる史料に基づく最下限を挙げられたのであつて、成立の下限を元応、正中にまで引き上げることができないとされてはいない。

編纂の着手期はいつであつたらうか。忍激のいう徳治二年とは後二条天皇との関連による推定説だろうとは右に述べたとおりであるが、この点については知恩院の状況を考えておくべきである。かりに徳治―元応、正中の間に限定

すると、知恩院では第八世如空、第九世舜昌の代であり、法然門下にとつて銘記すべき滅後百年が如空の治山下に廻つて来る。滅後百年を期してできた伝記もある。『法然上人伝記』（『法然上人絵詞』巻第一）の序文には「然に今上人の遷化すでに一百年に及べり」と書かれている。伝記の作成は知恩院を中核とする浄土宗（鎮西）教団にとつて重要な事業であつたに相違ない。もし法然上人滅後百年、即ち応長元年（一三一一）か正和元年（一三一二）を期して、如空の代に、その数年前から着手に及んだのではなからうか。それがちょうど徳治のはじめとなる。忍澁は滅後百年のことに言及していないが、如空ら知恩院の百回忌報恩の伝記編纂であつたとみられる。

そこで如空が編纂の責任者として委嘱したのが、史眼文才の確かな延暦寺功德院の舜昌であつた。委嘱の時期は明確になし得ないが、舜昌が如空の跡を襲つて第九世となつたのは伝記集成の功を賞されたのことと伝えられ、元亨元年（一三二一）という（『日光大師行状画図翼賛』）。忍澁は徳治二年より十年あまりで完成したというから、如空の住持中に完成ということになる。舜昌の伝記集成の大功が、かりに井川説のように元応二年に畢わつていたとすれば、もちろん完成は如空の在山中だが、彼はその翌元亨元年三月七日に没している（『花園天皇』）。如一の在山中に完成したという確証がない。応長元年（一三二一）法然上人の百回遠忌を修し、宝前に成つたばかりの新伝記を捧げたとの近世の所伝があるが（『旧記採要録』）、にわかには信じ難い。一般的には住職の継承が直ちにあつたように思いがちであるが、如空の跡を舜昌がいつ襲つたか明徴がない。そこで考えられるのは、すでに編纂の大事業の半ば以上が成つていたので、如空の遺志をついで完成さすべき立場にいた舜昌に後任住持の話が持ち上つたが、なお空位の期間があつたのではなからうか。如空が没したとき、花園天皇は「近來念仏宗興隆之人也、定一宗衰微之基歟」（『花園天皇』）と歎息されたが、如空の存在がいかに重要であつたかがわかる。新法然上人伝記の大集成も宮廷貴族と関係が深かつた如空あつてこそ推進できたのである。その死によつて編纂事業の完成に影がさすことになる。花園天皇が「一宗衰微之基歟」と慨歎され

たなかに、編纂の完成を目前にした、その成行きへの懸念が込められていたのではなからうか。忍激は十年あまりで完成というが、史料蒐集、草稿、決定稿、凶案、清書、装幀などと諸工程を考えると、正中ごろ迄の年月が費されたと思われるのである。

なお、伝記の執筆者を、従来舜昌ひとりとみているが、何人かの人たちが分担して執筆したとする見方が強い。大橋俊雄氏は、文章表現、語句使用などに異なりがあり、聖覚の名がしばしば登場するなど、聖覚の流れを汲む人が関与していたのではないかと見ている（『法然上人行状繪図』について）。

徳治元年より元応二年の十五年間を宮廷の動きでみると、法然上人の滅後百年を境として、前半では伏見上皇、後伏見上皇、後二条天皇、花園天皇ら、後半では伏見法皇、後伏見上皇らが重きをなしておられる。この前後半期を通しての方となると、やはり後伏見上皇である。

法然伝記の編纂が勅修であると強調したかったのは忍激に限らず、そのような意向は彼以前からあったであろうが、勅願に依るとするために後伏見天皇（上皇）を持ち出したのは、当時の右のような状況からもおかしくはなかった。しかし勅修の伝承はあくまで伝承で史実の確証はない。ただこの時期、後述するように宮廷貴族社会へ知恩院が接近していたことは事実である。このようなことが背景になって、如空発願で、舜昌編纂の法然伝集成事業が、後伏見上皇の勅願と粉飾されていたと思われる。

次に、この絵伝の別称について述べておこう。まず『四十八巻絵伝』、『黒谷四十八巻絵詞』などと巻数に基づくものがあつた。また標題とはいえないかもしれないが、「法然上人之絵四十八巻」また『法然上人縁起』という云い方もあつた。この四十八巻という巻数が弥陀の四十八願に因っていることは容易に察せられる。

『四十八巻絵伝』という呼称は原本各巻の別紙奥書に見えている。この奥書については江戸中期の宝永修理を契機

に書かれたとする説（井川定慶『法然上人絵伝の研究』）、それよりも古く室町末から桃山時代のころとみる説（島田修二郎『日本絵巻物全集』14、解説）、近くは、奥書にある異体字の特徴や書風、料紙、さらにはその成立に関する史的状況から、舜昌が書いたのではなからうかとする説が提示された（小松茂美『続日本絵巻大成』3、法然上人絵伝下解説）。最後の小松説は示唆に富む新説であり、その可能性も高い。もしこれに従うならば、『四十八巻絵伝』という呼称が成立当初からあったことになり、しかも撰者自らが先行する他の法然伝記と識別する必要上、巻数に拠った簡明な名称を示したということになる。普通、『法然上人行状絵図』を指して『四十八巻伝』などと巻数を用いた略称で呼んでいるが、その起りは成立期にまで遡りえる古称であるといえよう。

名称に巻数を標したものととして、『黒谷四十八巻絵詞』がある。本願寺覚如の長子存覚は舜昌が没したとき四十六歳であった。書写の年次を明らかにしえないが、『存覚袖日記』（『真宗史料集成』第一巻所収）によれば、存覚は『黒谷四十八巻絵詞』の標題で『法然上人行状絵図』すなわち『四十八巻絵伝』を書写している。全体を十に分け、第一（第一巻ヨリ）、第二（第六巻ヨリ）、第三（第十一巻ヨリ）、第四（第十七巻ヨリ）を百七十丁、第九（第四十一巻ヨリ）、第十（第四十六巻ヨリ）を百丁と注記している。おそらく存覚書写本は、存否不明であるが、詞書部分のみで絵図は省略されていたろう。

標題にある「黒谷」とは黒谷上人、法然房源空上人の通称である。存覚の父覚如に『拾遺古徳伝絵詞（黒谷源空聖人）』九巻の著作があり、『四十八巻絵伝』の編纂開始と伝えられる徳治二年（一一三〇七）より六年前の正安三年（一一三〇一）に成立している。

また存覚の生存中に、巻首に『法然上人絵』、巻末に『黒谷上人絵伝』と題する、いわゆる弘願本が世に現われている。これらから真宗系の法然伝記には「黒谷上（聖）人」と表記される傾向のあったことが知られる。このような状況の下、存覚が知恩院の『四十八巻絵伝』の詞書を抄記して、題するに『黒谷四十八巻絵詞』としたのには、本願

寺の人としてそれなりのわけがあったと推察されるのである。

降って十五世紀の中ごろ、法然上人の四十八巻の伝記が知恩院の宝庫を出て、武家の邸宅で公家が閲覧することがあった。ちょうど知恩院の永享回祿とその復興直後のことであり、おそらく常住物を他所で拝覽せしめることにより、知恩院再建の資に役立たせるところがあったのであろう。文安元年（一四四四）六月十日、伊勢兵庫助亭に中原康富が訪れたが、目的は知恩院の「法然上人之絵四十八巻」のうち二十巻ばかりが同亭にあり、被見するためであった。

翌日も訪れ、残りの巻を見、第四十七巻にある西山証空上人の往生の段を拝見、感激している（「康富」記）。康富は四十八巻の伝記を「法然上人縁起」と呼んでいる。伝記を縁起という例は徳治二年の『一遍上人絵縁起』二十巻（金蓮寺藏同縁起跋）があるが、当時「法然上人縁起」という別称があったかどうかわからない。康富が個人的に用いた呼称であったかも知れない。後世、忍激によって『勅修吉水円光大師御伝縁起』が書かれるが、これは伝記の成立事情を述べたものである。法然縁起といった場合、普通、法然とゆかりの浄土系あるいは知恩院との来由を物語ることに主軸があることを意味しているように思われる。「縁起」の語が使われた裏には、すでに知恩院との関係が不可分な法然の生涯記という理解がなされ出していたことを示していると考えられよう。

中原康富は特に証空上人に関心をもっており、「今日再拜了」と記している。以前にも拝観していたことが窺われ、この絵伝は全くの門外不出ではなかったのである。康富の拝見から七年前の永享九年（一四三七）には近江国栗太郡金勝寺で『法然上人絵詞』（内題は『黒谷上人絵詞拔書』）が、降って文安四年（一四四七）にも転写されている。知恩院本やその抄録本が転展書写され、普及していたことがわかる。標題、別称なども一定していなかった。

近世に入って、忍激が『勅修吉水円光大師御伝縁起』を著わしてから、ひろく『勅修御伝』と美称され、単に『勅伝』『大師御伝』『御伝』と略称されるようになった。忍激が『勅修吉水円光大師御伝』と標題したのは、元禄十年

(一六九七) 正月十八日、円光大師と勅諭されたからである。

明治三十二年(一八九九)十二月改めの『浄土宗総本山宝什物目録』には「御伝部」として、

一 勅修円光大師図伝 (朱字鑑査状二七 二三号下付検印 紙本着色 数千百十枚 四十八卷)

奉後伏見天皇詔舜昌上人撰之、詞書伏見院、後伏見院、後二条院、尊円法親王、行尹、定成、濟氏、実重、絵

邦隆、長隆、吉光、長章、惟久、光顕

〔欄外に(朱筆)四百六十五(朱筆)国宝「優等ニシテ美術上ノ範トシテ要用ナルモノト認ム」と鑑査状の文面が書かれている。また大正三年七月改めの目録には「文化十四年十月廿六日、青蓮院宮御方、当院山亭ニ於テ勅修図伝ヲ拝覧アラセラレタリ、文化六年九月廿六日、亦有此事」とある。〕

一 行状図伝目録

一卷

安井門主道恕法親王書

(欄外に朱筆にて四百六十六とあり)

一 行状図伝条箇

一卷

萌黄綴子表帟

(欄外に朱筆にて四百六十七とあり)

と書かれている。

このように知恩院の目録では「法然上人行状絵図」の語を用いず、「図伝」の語を借りて、忍激ばりの『勅修円光大師図伝』で検索するようになっていた。また『行状図伝目録』とあるのは題簽によって『法然上人行状絵図目録』と確定できる。ここでも『法然上人』行状絵図目録』といわず、『法然上人』行状図伝目録』と「図伝」の語を用いている。このように近代知恩院では「行状図伝」の名を略称として用いていたことがわかる。

四 詞書の段数と標題

詞書と絵図を交互に配して一卷を構成するが、忍激は「をよそ二百三十七段、段ごとに画図をあらわし、巻を四十八軸にととのえて、奏進せらる」と述べる。しかし子細に段数を検すると、二百三十五段である。詞書が三段以下の巻が十二巻（二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五）あるが、法語、著作、消息など教義が述べられている場合が多い。大体は数段数図で一卷が構成されている。第三十二巻のみは一段一図であるが、いわゆる登山状の巻である。詞書のうち最後の段に絵が付されていないものがある（第二十一、三十、四十八巻）。このため絵図は全部で二百三十二図である。末尾の付表を参照されたい。

次に、四十八巻の各段の内容であるが、その大要を把握するには各巻の詞書の各段別標題を一覧するのが捷徑である。これに便利なのが、宝永五年（一七〇八）東大寺別当兼華嚴宗長吏安井門主前大僧正道恕法親王の奥書をもつ『法然上人行状絵図目録』（明治三十二年十二月改めの『浄土宗総本山宝什物目録』では『行状図伝目録』と出ている）と、忍激の『勅修吉水円光大師御伝略目録』（『浄土宗全書』十六所収）とである。前者は小松茂美氏によって紹介された（『法然上人絵伝』総観、『続日本絵巻大成3、法然上人絵伝下』解説）

道恕と忍激は同時代の人物であり、二つの目録を対比すると、ひとしく段を追って標題が立てられているが、全同ではない。『法然上人行状絵図目録』では各巻詞書の染筆者名が掲げられている、当時、伝承されていた染筆者名を知る上に貴重である。ただし実際の人物については、後記のように小松氏の詳細な検討がある。忍激の『勅修吉水円光大師御伝略目録』には、各詞書の章段についての標題が一つ一つつけてある。

左に、上段に『法然上人行状絵図目録』（『行状絵図目録』と略称）を、下段に『勅修吉水円光大師御伝略目録』

(『御伝略目録』と略称)を配して対照し、参考に供したい。現物には絵図が加えられているわけだから、どの段章の後に置かれているかを示すため、下段の『御伝略目録』の方に絵図の挿入箇所を私に指示しておいた。末尾に掲げた各巻ごとに詞書・絵図の数を示した付表をも併せ参照されたい。

行状絵図目録

第一卷 後伏見院宸翰

序

出胎事

時国死門事

御伝略目録

第一卷

序

父母仏神に祈て上人を懐妊し給ふ事

第一図

御誕生の時白幡天より降る事

第二図

小児の時勢至丸と号する事

第三図

父時国定明が為に夜討にあへる事

第四図

時国最後遺言の事

第五図

第二卷

定明逐電念仏往生の事

第二卷 後伏見院宸翰

定明逐電事

菩提寺入室事

小兒上洛事

第一図

小兒菩提寺觀覺の室に入給事

第二図

觀覺小兒の器量を見て台嶺に送る事

第三図

小兒上洛の時道にて法性寺殿へ参りあひ給う事

第四図

第三卷

小兒叡山持宝坊に入給事

第一図

小兒四教義をさづかりて不審をなす事

第二図

持宝坊小兒の器量に驚きて皇田の室に送る事

第三図

小兒十五歳剃髮登壇受戒の事

第四図

十六歳の時まず三大部を学び給事

第五図

第三卷 後伏見院宸翰

童子入洛事

同登山事

同登山事

同出家事

黒谷慈眼房渡事

第四卷 世尊寺從三位行尹卿筆

黒谷隱居事

功德院渡事

嵯峨釈迦堂參詣事

南都渡給事

仁和寺華嚴談義事

御室參會事

第五卷 從三位行尹卿筆

十八歳西塔黒谷慈眼房の室に御遁世の事

法然房源空と名つくる事

第六図

第四卷

上人一切経御披閱の事

円頓戒体問答の事

第一図

嵯峨清涼寺に御參籠の事

第二図

法相の藏俊二字を奉らるゝ事

第三図

三論の寛雅秘属し奉らるゝ事

第四図

華嚴宗の慶雅二字を奉らるゝ事

第五図

御室より上人を御招請上人御辞退の事

第六図

第五卷

慈眼房法談事

弘法大師夢中間答事

円頓戒談義事

月輪殿上人与山僧法談事

上人与静嚴法印豎義伝受事

上人自解の御物語の事

第一函

十住心論に附て弘法大師と夢中に御問答の事

第二函

中川実範二字を奉らるゝ事

第三函

上人教外の仏心に通達し給事

第四函

宝地房上人の智徳をほめ給事

宝地房博覧の事

第五函

上人の老後に静嚴法印の弟子法門を尋ね奉る事

第六函

第六卷 従三位行尹卿筆

一切経披覧之後浄土宗入給事

上人与慈眼房念仏法談事

上人吉水御房移住事

知恩院御廟事

第六卷

上人一切経御披覧の後浄土宗に入給事

第一函

慈眼房と称名観仏勝劣問答の事

第二函

上人浄土義立給事

俊乘房自唐土五祖像持来事

曇鸞 道綽 善導 懷感 少康

第七卷 後伏見院宸翰

法華三昧普賢来現事

華嚴披講時小蛇出現事

上西門院説戒時小蛇出現事

上人觀念床瑞相現事

夢中善導和尚来現事

叡山黒谷を出て東山吉水に住して浄土宗を開給事

第三図

善導恵心の勸に随て称名を宗とし賜ふ御物語の事

第四図

念仏七万遍の後は昼夜余言をまじへ給ざりし事

第五図

凡夫入報土の義を顕さんが為に別宗を立給事

第六図

信寂房に聖道浄土の二教を東西の宣旨に譬て御示の事

第七図

上人の命によて俊乗坊唐より五祖の真影を将来する事

第八図

第七卷

法華三昧の時普賢道場に現じ山王影降の事

第一図

華嚴御披講の時龍神守護の事

第二図

上西門院にて御説戒の時小蛇解脱の事

上人三昧発得事

第三図

三密御修行の時種々の瑞相現ずる事

第四図

夢中相承の事

第五図

三昧発得の後種々の勝相を見給事

第六図

第八卷 後伏見院宸翰

勢至菩薩来現事

弥陀三尊虚空現事

靈山寺三七日別時念仏事

月輪殿感見上人頭光事

念珠瑞光事

鏡御影事

諸人感夢事

第八卷

闇夜に光明を放ち給事

第一図

勢至菩薩来現の事

第二図

弥陀の三尊来現の事

第三図

靈山寺別時念仏の時種々瑞相の事

第四図

月輪殿より御退出の時頭光を現じ給事

第五図

御念珠より光を放つ事

第六図

鏡の御影并勢至円通の文を自賛に用ひ給事

第七図

諸人種々の瑞夢を感じる事

第八図

第九卷

第九卷 青蓮院一品尊円親王筆
後白河院如法経事

後白河法皇御如法経の時上人御先達の事

第一図

御料紙をむかへ奉らるゝ事

第二図

写経の水をむかへ奉らるゝ事

第三図

十種供養の事

第四図

御経奉納の為に首楞嚴院に臨幸の事

第五図

中堂より還御の事

第十卷 一品尊円親王筆

高倉院一乘円戒伝受事

同院御終焉知識事

八坂引導寺別時念仏事

蓮華王院如法三部經書写事

後鳥羽院円戒伝受事

第十卷

第六図

高倉天皇上人に御帰依御受戒の事

第一図

後白河法皇御受戒并往生要集を講じ給う事

法皇上人の真影を凶せしめて蓮華王院の宝蔵に納め賜う事

第二図

法皇御臨終上人御善知識の事

第三図

法皇の御菩提の為に別時念仏六時礼讃を行じ給事

第四図

法皇の御遠忌に浄土の如法経を始行し給事

第五図

後鳥羽院御受戒并上西門院修明門院御受戒の事

第六図

第十一卷

一品尊円親王筆

九条関白殿下御忌日御仏事

月輪殿上人御息所造作事

月輪殿にて御仏事の時上人伝供の上座を勤め給事

第一図

選撰集制作事

上人籠居時九条殿召請事

月輪殿御出家事

殿下御帰依の余り月輪殿に上人の御休所を造らしめ給事

第二図

上人月輪殿へ参りたまふ時殿下御はだしにておりむかはせ賜う事

第三図

上人月輪殿の請に依て選撰集を御撰述の事

第四図

上人房籠禁足の事

第五図

月輪殿上人を師として御出家受戒の事

第六図

第十二卷 一品尊円親王筆

大炊御門左大臣往生事

花山院左大臣往生事

民部卿範光往生事

大宮内府往生事

野宮左大臣往生事

第十二卷

大炊御門左大臣経宗公念仏往生の事

第一図

花山院左大臣兼雅公念仏往生の事

第二図

右京権大夫隆信朝臣奇瑞往生の事

第三図

民部卿範光兼て死期を知り念仏往生の事

第十三卷 一品尊円親王筆

聖護院無品親王御往生事

静厳法印発心事

清水寺滝山寺参籠事

古年童子発心事

上人師匠還弟子成給自証事

藤原宗貞道場建立事

第四図

大宮内府実宗公念仏往生の事

第五図

野宮左大臣公継公奇瑞往生の事

第六図

第十三卷

聖護院無品親王御臨終前に上人を請じて念仏往生の事

第一図

竹林房静厳法印上人の御教化に依て疑念を散ずる事

第二図

清水寺大勧進沙弥印蔵瀧山寺に不断念仏始行の事

第三図

興福寺古年童奇瑞往生の事

第四図

多くの師範還て弟子と成給ひし御物語の事

第五図

引接寺の三尊御開眼の事

第六図

第十四卷 後二条院宸翰

大原顕真僧都事

同大原問答事

顕真法印一向専修事

第十四卷

天台座主権僧正顕真の事

第一図

大原問答の事

第二図

顕真一向専修の行者と成給事

念仏勸進消息の事

勝林院に不断念仏始行の時毘沙門感応の事

第三図

顕真大願を立て一向称名の五坊を建立の事

俊乗房始て阿弥陀号を付れし事

第四図

顕真座主御往生の事

第五図

第十五卷

慈鎮和尚上人の御教化に依て受戒念仏の事

第一図

慈鎮日吉の拝殿にて七日の間西方懺法并六時に高声念仏の事

第十五卷

後二条院宸翰
月輪禪閣下 一品尊円親王筆

慈鎮和尚事

日吉聖真子拝殿七箇日念仏事

四天王寺事

妙香院僧正念仏帰事

第二回

天王寺の繪堂に九品往生の詩歌の事

慈鎮和尚詠歌の事

御往生の後或人に示し給ふ夢の事

第三回

月輪殿の御息妙香院良快僧正上人に帰依の事

浅近念仏抄を記されし事

第四回

第十六卷

明遍僧都光明山より高野山に遁世の事

第一回

僧都選択集披覧の後専修念仏門に入給ふ事

僧都の夢の事

善光寺如来と聖徳太子と御書往来の事

天王寺鳥居の額の事

第二回

僧都上人に謁して散心称名の疑を決し給ふ事

第三回

第十六卷 姉小路庶流従二位濟氏卿筆

高野明遍僧都事

明遍僧都四天王寺夢中事

上人与明遍対面事

明遍僧都夢中念珠数遍事

明遍往生事

僧都日課百万遍の行者を軽しめて夢に善導の御しかりにあひ給う事

第四図

僧都往生の事

上人の御遺骨を一期の間頸にかけられし事

第五図

第十七卷

從二位濟氏卿筆
安居院聖覚法印事

上人瘡病事

聖覚法印念仏門入事

上野国円明房墓詣事

僧都日課百万遍の行者を軽しめて夢に善導の御しかりにあひ給う事

第四図

僧都往生の事

上人の御遺骨を一期の間頸にかけられし事

第五図

第十七卷

安居院聖覚法印上人の御化導に帰せられし事

第一図

上人瘡病の時聖覚説法祈願の靈験の事

第二図

但馬宮より念仏往生の御尋の時法印請文の事

第三図

上人第三年の御忌に法印真如堂にて七日説法の事

第四図

聖覚法印往生の事

第五図

法印往生の後夢中に人を勸化し給ふ事

第六図

第十八卷 一品尊田親王筆

選撰集簡要進覽事

同第三段弥陀如来本願事

附女人往生事

第十九卷

世尊寺從四位定成朝臣筆
仁和寺栖尼下 世尊寺從三位行尹卿筆

月輪殿北政所御返状事

阿波介事

或山僧示念仏事

尼聖如房遣御状事

仁和寺尼示念仏事

第十八卷

選撰集の簡要の文少々訳和する事

第一図

往生大要鈔の三心要文の事

第二図

大経の釈の中に女人往生の願の細釈の事

第三図

第十九卷

月輪殿の北政所へ進ぜらるゝ御返状の事

第一図

陰陽師阿波介初て二念珠を作る事

第二図

住山僧東大寺の上棟を見て疑を散じ奇瑞往生の事

第三図

尼聖如房の臨終に遺す御消息の事

第四図

法華読誦の尼専修念仏に帰して往生の事

尼他人の夢に往生の事を告し事

第五図

第二十卷 世尊寺從四位定成朝臣筆
遠江国下 從二位濟氏卿筆

河内国四郎入道教阿弥陀仏示念仏安心事

沙弥随蓮示念仏安心事

上人三心沙汰事

遠江国作仏房示御詞事

熊野山証誠權現事

第二十一卷 世尊寺從三位行尹卿筆
又一紙下 從二位濟氏卿筆

上人常被仰御詞条々事

第二十二卷 後二条院宸翰
或入下 世尊寺從三位行尹卿筆

上人或人被示御文条々事

第二十卷

天野四郎入道教阿に示し給ふ至誠心の御教訓をうけて往生の事

第一図

沙弥随蓮が夢に上人無智念仏の安心を示し給事

第二図

山伏作仏房熊野權現の御告に依て上人に帰依せし事

第二十一卷

上人常に仰せられし肝要の法語三十一箇条を記す事

第一図

小消息の事

第二図

念仏行者の用心委細の御教誠の事

第三図

第二十二卷

或人に示し給安心起行委細の御消息の事

第一図

或人の種々不審を答給事の十九箇条を記す事

第二十三卷 從三位行尹卿筆
鎮西上洛下 他筆

或人往生用心尋申御返事条々事

鎮西修行者示御詞事

第二十四卷 從二位濟氏卿筆
伊豆国下 後二条院宸翰

上人念仏法門事

聖光房法力房等上人被尋申事

元久二年正月日尼女房上人尋申事

法性寺左京大夫伯母尋申御返事

伊豆国妙真尼上人教化事

第二図

第二十三卷

或人往生の用心を尋ける御答九箇条の事

第一図

観相称名を執ぜる鎮西の修業者に御教訓の事

第二図

第二十四卷

上人弥陀経の大意を演給事

第一図

諸宗の祖師は皆極楽に往生し給御物語の事

第二図

聖光房安樂房安心の尋に依て上人御答の事

第三図

四種三昧末代の人難行なる事

第四図

左京大夫信実朝臣の伯母に答給御消息の事

第五図

走湯山の尼妙真顯密の行を捨て念仏往生の事

第二十五卷 後二条院宸翰

鎌倉二位禪尼蓮上房以被尋申御返事

上野国大胡小四郎示事

武蔵国那河郡弥次郎入道教誠事

第六回

第二十五卷

鎌倉二位禪尼念仏用心御尋上人御返状の事

第一回

大胡隆義が子息太郎実秀安心を示し給上人御返状の事

実秀夫婦奇瑞往生の事

第二回

武蔵国弥次郎入道夢の告により死期を知て念仏往生の事

中陰の追善の功德にて極楽の下品より上品にすすむ事

第三回

第二十六卷

甘糟太郎忠綱上人に疑を決して戦場にて奇瑞往生の事

第一回

宇津宮弥三郎頼綱発心念仏奇瑞往生の事

第二回

蘭田太郎成家出家念仏奇瑞往生の事

第三回

西明寺殿念仏往生の事

第二十六卷 後二条院宸翰
上野国御家人下
從二位濟氏卿筆

武蔵国猪俣甘糟太郎事

宇津宮弥三郎事

上野国蘭田太郎事

第二十七卷 従二位濟氏卿筆

武蔵国熊谷入道事

第四図

第二十七卷

熊谷入道蓮生始めて上人の御教化を承りてけしからず泣きたりし事

上人月輪殿へ参り給時蓮生御伴に推参せし事

第一図

蓮生上品上生の往生の大願をおこせし事

第二図

蓮生不背西方の文を信じて関東下向馬上にもうしろさまに乗たる事

蓮生不審なる事ども御尋中に附て上人の御返状の事

第三図

蓮生兼て決定往生の種々の奇瑞を感じるに付て月輪殿より上人へ御

尋の御状の事

上人蓮生へつかはされける御返事の事

第四図

蓮生兼て死期を知て奇瑞不思議の大往生の事

第五図

第二十八卷

武蔵国津戸三郎事

津戸三郎為守上人に帰依して但信称名の行者となる事

為守種々の疑を尋申に附て上人御返事条々の事

為守専修の行人三十余人までになりけるよし申進じければ上人御返事の事

第一回

征夷將軍専修の旨を召尋らるべきよし為守上人へ申進じければ委く

御返事の事

第二回

為守出家して尊願と号する事

尊願未曾有の捨身往生の事

末代には捨身往生を誠給う事

第三回

第二十九卷

成覚房幸西邪見の一念義を立て門徒を擯罰せられし事

第一回

平基親卿成覚房の義を記して上人に邪正を決せらるゝ事

第二回

基親卿に答給ふ御返状の事

第三回

第二十九卷 從二位濟氏卿筆

比叡山西塔南谷鐘下坊小輔公遁世事

兵部卿從三位基親問事

光明房御返事

第三十卷 一品尊田親王筆

功德院肥後阿闍梨事

妙覚寺浄心房道心事

重衡中将教誡事

上人東大寺五祖供養事

上人御歌事

越後国光明房に遣す一念義を誠しめ給御返状の事

第四図

一念義停止の起請文を定給事

第五図

第三十卷

肥後阿闍梨皇田発願して大蛇の身を受られし事

第一図

妙覚寺浄心房虚仮の行者なりし事

第二図

本三位重衡卿生捕れて上洛の時上人の御教訓を蒙る事

第三図

東大寺造営の為に上人を大勸進職に補せらるべき院宣并上人御辞退の事

上人俊乗房を大勸進職に選び奏せられし事

第四図

上人大仏殿にて浄土三部経御講談の事

第五図

上人御詠歌の事

第三十一卷 転法輪三条太政大臣実重公筆

山門南都訴訟事

上人門弟連署起請文事

月輪殿座主僧正被進御消息事

附座主被進起請文事

其後興福寺訴訟事

第三十二卷 従二位濟氏卿筆

上人登山状事

第三十三卷 後二条院宸翰

鹿谷別時念仏事

配所事

官人小松谷御房向事

第三十一卷

南都北嶺の衆徒専修停止の訴の事

第一函

上人門弟連署の七箇条の起請文を座主に進ぜらるる事

第二函

月輪殿座主に進ぜらるる御消息の事

第三函

興福寺の衆徒白疏を捧る事

第四函

第三十二卷

聖覚を執筆にて上人所懐を述給える御消息の事

第一函

第三十三卷

住蓮安楽鹿谷にして別時念仏六時礼讃修行の事

官女出家并安楽死刑の事

第一函

建永二年二月上人遠流の宣旨下る事

第二函

門弟等なげき申によりて上人御教訓の事

第三回

月輪殿御なごりを惜給ふ事

第四回

第三十四卷 後二条院宸翰

三月十六日華洛出給事

摂津国経覧著給事

播磨国高砂浦著給事

同国室泊著給事

第三十四卷

三月十六日上人花洛を出て夷境に趣き給事

月輪殿と上人と御詠歌の事

第一回

鳥羽より川船にてくだり給ふ事

第二回

摂津国経の島につき給ふ事

第三回

摂津国高砂の浦につき給ふ事

第四回

同国室の泊につき給ふ事

第五回

第三十五卷

後二条院宸翰
三月廿六日讃州下著事

讃岐国監飽の地頭が館に着給事

同国生福寺住寺事

同国御住時月輪殿御往生事

直聖房熊野山夢想事

第一図

讃岐国子松庄生福寺に住し給ふ事

御手自勢至の像を刻て法然本地身等の文を書籠給う事

第二図

月輪殿御往生并光親卿に御遺言の事

東山禪閣弥陀經十万卷摺写発願文の事

第三図

津戸三郎為守に御返状の事

第四図

熊野権現上人の御本地を直聖房に告給事

第五図

上人国中の靈地を御巡礼の事

第六図

第三十六卷

建永二年十二月遠流勅免の宣旨下る事

第一図

摂津国柙部にてしばし御勸化の事

第二図

第三十六卷

後二条院宸翰
勝法房一段 従二位濟氏卿筆

月輪殿光親卿上人勅免事被仰置事

上人上洛事

摂州勝尾寺居住事

上人帰洛事

大谷禪房居住事

同国勝尾寺に暫く止り給事

第三図

上人所持の一切経を勝尾寺に施入し給ふ事

聖覚法印一切経開題供養の唱導の事

第四図

上人帰洛の宣旨下る事

八幡宮御託宣并上皇御夢想の事

第五図

建暦元年霜月廿日上人入大谷の禪房に帰住の事

第六図

第三十七卷

建暦二年正月二日より上人御所労の事

上人予が遺跡は諸州に遍満すべしとの給ふ事

第一図

十一日に仏菩薩の来現をおがみ給ふ事

第二図

同日年来三昧発得し給ふ御物語の事

仏の御手の糸の事

第三十七卷 後二条院宸翰

上人臨終之瑞相事

上人臨終之瑞相事

武州桑原入道御影寄附事

第三図

廿日に紫雲坊の上にたなびく事

第四図

廿五日午の正中上人御住生の事

廿三日より廿五日の巳の時まで高声念仏不断相続の事

第五図

桑原左衛門入道念仏住生の事

知恩院御影堂の真影の事

第六図

第三十八卷

後二条院宸翰

参議兼隆卿御臨終夢想事

知恩院御廟寄進事并瑞相事

堀河太郎入道臨終事

第三図

廿日に紫雲坊の上にたなびく事

第四図

廿五日午の正中上人御住生の事

廿三日より廿五日の巳の時まで高声念仏不断相続の事

第五図

桑原左衛門入道念仏住生の事

知恩院御影堂の真影の事

第六図

第三十八卷

後二条院宸翰

参議兼隆卿御臨終夢想事

知恩院御廟寄進事并瑞相事

堀河太郎入道臨終事

御住生の前後に諸人種々の瑞夢を感じる事

第一図

有人大谷の御廟所を寄進并諸人瑞夢の事

知恩院の事

第二図

堀河太郎入道廟堂の柱を寄進靈驗住生の事

第三図

第三十九卷

後二条院宸翰

上人中陰御仏事

御没後七七日仏事の事

初七日導師信蓮房檀那大宮入道内大臣の事

第一図

二七日導師求仏房檀那別当入道の孫の事

第二図

三七日導師住真房檀那正信房湛空の事

第三図

四七日導師法蓮房檀那良清の事

第四図

五七日導師權律師隆寛檀那勢観房源智の事

第五図

六七日導師法印聖覚檀那慈鎮和尚の事

第六図

七七日導師三井僧正公胤檀那法蓮房信空の事

公胤上人誹謗の重罪を懺悔し給ふ事

第七図

第四十卷

第四十卷
三井寺公胤僧正選択破文悔返事

公胤決疑鈔を作て選択を破し并前非を悔て念仏往生の事

梅尾明慧上人摧邪輪事

仁和寺静遍僧正墓所参悔謝事

第一図

梅尾明慧上人摧邪輪を作て選択を破せられし事

第二図

後禅林寺静遍僧都選択集を破せんとして却て念仏門に入れし事

第三図

第四十一卷

從二位济氏卿筆

毗沙門堂明禅法印事 附臨終往生事

毗沙門堂明禅法印選択集に帰して専修念仏の事

法印述懐抄を作りて上人の義道をほめられし事

第一図

後鳥羽院遠所の御所并但馬の宮より散心念仏往生御尋法印所存注進

の事

第二図

法印奇瑞往生の事

第三図

第四十二卷

後二条院宸翰

並榎堅者定照選択破文事

山僧並榎の堅者定照衆徒の蜂起を勸て隆寛等を流す事

山門使大谷甕向事

第一図

上人死骸嵯峨奉渡事

嘉禄三年六月山門の衆徒大谷の廟堂を破却せんとする事

正月廿五日粟生野茶毗事

遺骨嵯峨二尊院奉納事

六波羅より禁制の使者頓宮の兵衛入道西仏等これを防ぐ事

第二函

御廟改葬の事

第三函

西郊にわたし奉る路次の警固の事

第四函

嵯峨及広隆寺に移し置奉る事

第五函

安貞二年正月西山の粟生野にて茶毗し奉る事

第六函

正信房湛空御骨を迎て二尊院の雁塔に奉納の事

第七函

第四十三卷 従二位濟氏卿筆

第四十三卷

白河法蓮房附法事

白川の法蓮房信空附法の事

西山房道心事

第一函

嵯峨正湛空附法事

西仙房心寂生涯別時念仏の行儀にて奇瑞往生の事

播州信寂房附法事

第二函

醍醐乘願房定源附法事

嵯峨正信房湛空附法の事

二尊院并はりの御影の事

第三図

播磨国朝日山の信寂房附法の事

摧邪輪を破せられし事

第四図

竹谷の乘願房宗源附法の事

沈の念珠を愛し魔障にあはんとせられし事

恒所作の念仏決定往生の物語の事

第五図

第四十四卷 従二位濟氏卿筆

長樂寺隆寛律師附法事

同律師配流事

同律師飯山居住事

遊蓮房附法事

第四十四卷

長樂寺の隆寛律師附法の事

念仏三万の外に毎日弥陀經四十八卷読れし事

上人毎日弥陀經三卷読誦御物語の事

隆寛後には誦經をとどめて毎日念仏八万四千返の事

第一図

上人小松殿の御堂にて選択集を隆寛に御附属の事

第二図

律師遠流の時長樂寺にて別時念仏奇瑞を顕はす事

第三図

律師相模国飯山にて奇瑞往生の事

第四図

武州の刺史朝直朝臣律師の勸化に帰して念仏往生の事

第五図

遊蓮房円照の事

第六図

第四十五卷

勢観房源智附法の事

上人御臨終に一枚起請を附属せられし事

上人御臨終に化女来現の事

第一図

遠江国蓮花寺の禅勝房の事

禅勝房の尋に附て上人御返答条々の事

禅勝房徳をかくし番匠をして世をわたる事

隆寛律師遠流の道にて禅勝房を尋逢れし事

第二図

醍醐の俊乗房重源附法の事

第四十五卷 従二位济氏卿筆

勢観房源智附法事

遠江国禅勝房事

俊乗坊重源附法事

第四十六卷 従二位濟氏卿筆

鎮西聖光房弁長附法事

肥後国往生院四十八日別時事

鎮西聖光房筑後国山本郷一寺建立事

東大寺造営の大勸進職に補せられし事

諸国に七箇所まで不断念仏を興行せられし事

第三図

第四十六卷

鎮西の聖光房弁長附法の事

上人三重念仏の高談の事

聖光房選択集附属并六箇年の間寸陰を惜て上人に学びたまふ事

第一図

聖光房婦国の後背宗の邪義を記して上人に御証判を請れし事

第二図

聖光房念仏授手印撰述の時善導大師影現し給事

高良山の麓にて千日如法念仏の時の奇瑞の事

第三図

筑後国善導寺建立の事

聖光房毎日弥陀経六卷六時礼讃念仏六万退転なかりし事

聖光房往生種々奇瑞の事

第四図

聖光房念仏往生修行門製作の事

第四十七卷 從二位濟氏卿筆

西山善慧房証空附法事

附白木念仏寺

津戸三郎善慧房尋申事

善慧房往生事

勢觀房聖覚法印正信房等我義の誤なき証拠には聖光房を申されける事

第五図

第四十七卷

西山の善恵房証空附法の事

第一図

善恵房白木の念仏巧説の事

第二図

津戸三郎入道尊願の尋に附て善恵房返状の事

九条入道將軍の御尋に附て善恵房注進せられし状の事

善恵房の末流多念無益の邪義を弘めて流祖の義にそむく事

第三図

善恵房恭敬修を好み精進修行の事

善恵房諸国に曼陀羅堂を建立し不断念仏を興行せられし事

善恵房往生諸人夢想を感ずる事

第四図

第四十八卷

法性寺空阿弥陀仏和讃念仏の事

第四十八卷 從二位濟氏卿筆

法性寺空阿弥陀仏事

往生院念仏房事

真觀房感西事

石垣金光房事

第一図

空阿の臨終行儀の尋に附て上人御返状の事

天王寺西門の念仏は空阿奏聞をへて始置れし事

第二図

上人常に空阿の無智念仏の化導をほめ給し事

知恩院に安置する上人画像の真影の事

第三図

空阿兼て死期を知て奇瑞往生の事

東門の阿闍梨邪見によりて天狗となりし事

第四図

嵯峨の往生院念仏房の事

念仏房夢中に上人の御示にあづかりし事

嵯峨の清涼寺回祿の時念仏房知識をとなくて程なく造営せられし

事

嵯峨の往生院も念仏房草創なりし事

第五図

真觀房感西の事

第六図

石垣の金光房の事

第七回

法本房行空成覚房幸西は一念の邪義を立て門徒を擯出せられ覚明房長西は諸行本願義を執して選択集に違背せる故并門徒の列に載ざる事

右の巻別目録一覧からわかるように、第一巻から第八巻までに誕生、入寺、登山修業、諸学者歴訪、智恵第一の名譽、浄土宗の開宗、靈感瑞現、三昧発得、頭光踏蓮など、第九、十巻に宮中如法経、三帝受戒のこと、第十一巻に九条兼実公と選択集選述のこと、第十三巻第十七、第十九、第二十巻に月卿雲客、聖道門高僧、諸人の帰依、特に第十四巻に大原問答、第十八巻に『選択集』『往生大要抄』などの宗義、第二十一―第二十五巻には法語、消息、第二十六巻―第二十八巻に御家人、特に熊谷蓮生、津戸三郎の事蹟、第二十九巻―第三十二巻に教団伸張に係る一念義停止、七箇条起請文、登山状など、第三十三巻―第三十六巻には住蓮・安樂の死刑、法然の流刑、配所下向、化導、勅免帰洛のこと、第三十七巻―第三十九巻には上人の往生、諸人靈感、上人の廟堂、七七日追善のことなどが叙述されている。第四十巻―第四十二巻には上人滅後の諸学匠の誹謗と帰信、滅後の法難が述べられ、第四十三巻―第四十八巻は門弟篇である。信空、隆寛、源智、弁長、証空ら二十人の面授の弟子の行状が記されている。都合、四十八巻は(一)法然と門弟の行状、(二)公家高僧、貴顕の人士、武士、衆庶、女人らへの教化、(三)著作・法語・消息による宗義の顕彰、(四)教団の興隆と弾圧などに七区分される。

「詞書」染筆者については、道恕の『法然上人行状絵図目録』の各巻に伝えられているが、忍激の『勅修円光大師御伝縁起』の記事と差がない。「詞書」染筆者の想定は江戸中期ではほぼ固定化し、それが伝承されていたのである。

う。この伝承筆者個々の筆跡を検討し、また現存絵伝にみえる詞書筆者の書風を分類して、同種のものを集めて筆者を鑑別するという、まことに困難な作業をされたのが小松茂美氏であった。氏の結論は、十七人の能筆家に鑑別することができ、詞書の清書に参加したのは十七人で、今は誰れ誰れと特定できないが、まさしく天皇・撰関家公卿殿上人・高僧など当代能書家を動員しての清書であり、道恕や忍激が伝えてくれた人名もまさに伝承であって、その名指しは今となっては白昼夢に近いものだ、という（『法然上人絵伝』総観¹、「続日本絵巻大成3、法然上人絵伝下」解説、「法然上人絵伝」）。
（伝十年あまりの春秋をへて完成²）、「続日本の絵巻3、法然上人絵伝下」解説）。

また図絵については、『御伝縁起』によれば「絵所に仰せて、くはしく丹青の相を成しめ給ふ」とあるように、宮廷絵師の製作であるが、絵についても小松氏は画風分類を立て、十八人の共同製作と推定された（同上）。また付言して、第五巻第六段の法然の画像こそ、似絵の手法をとった全巻中屈指の描写だとのべておられる。首肯できる指摘である。

五 知恩院と『法然上人行状絵図』

知恩院の基礎が確立するのは、鎌倉末期の第八世如空、第九世舜昌の時代であって、折しも『法然上人行状絵図』が編纂された時期である。如空は永仁元年（一二九三）知恩寺から知恩院に入り、伏見、後伏見、後二条、後醍醐天皇の帰信を受け、文保元年（二三一七）九月、伏見法皇の臨終の善知識となり、元応元年（二二一九）正月、後醍醐天皇から仏元真応知慧如一国師の号と紫衣とを賜わったという（『鎮流祖伝』四、『百万遍知恩』）。宮廷貴族との関係が深まるのも如空の時からである。元応二年（二二二〇）十二月、花園上皇に召されて『選択集』を進講している（『花園天皇』元応二年十二月十六日条）。正和四年（二二二五）十月、法然上人御影の木版ができたのも如空の時代であった。この木版御影（知恩院蔵）には「知恩院に安置し、以て遐代に伝え、頒行流通」せしめんとする旨が記されている。

知恩院の名称がいつ成立したか詳かでないが、法然上人の伝記に登場するのは『法然上人行状絵図』が最初である。知恩院という言葉が四箇所出てくる。(一)「いまの御影堂の跡これなり」(巻六第三段)、(二)「件の真影を知恩院へ送たてまつる」(巻三十七第六段)、(三)「当時知恩院といへるこれなり」(巻三十八第二段)、(四)「当時知恩院に安置する繪像の真影」(巻四十八第三段)など出てくる。(一)には知恩院の言葉は見えないが、明らかに知恩院を指している。『法然上人行状絵図』が成立したとき、すでに知恩院が存在し、安置されている影像が尊崇の対象になっていたことを示している。「当時」というのは現在、いまという意味であるから、十三世紀の末に知恩院と号する寺院があったことになり、『法然上人行状絵図』の成立と知恩院という寺院が不可分の関係にあることを示唆している。

知恩院の名称について私見をのべよう。知恩院の原初形態は法然上人の墓堂である。忌日ごとに墓堂で行われていたのが、知恩講であった。隆寛作という『知恩講私記』が遺っている。この墓堂がいつしか寺院へと発展していく過程で知恩講の講名が院号に転じていったと思われる(「知恩院の歴史と信仰」(岸信宏師名) 儀『古寺巡礼京都19知恩院』所収)。右の(三)には『知恩講私記』の言文を用いて記事をつくったと思われる箇所がある。伝記作者もまた、知恩院が上人の墳廟に起源していることを述べているのである。またいま一つの知恩院の名が登場するのは、上人の真影を安置する堂舎、御影堂が語られるときである。廟堂と御影堂、この両者によって知恩院が何を強調したかったかが推測される。当時の状況では二尊院が法然の遺跡として信仰を集めていたのである。

この二尊院を本拠としていたのが湛空の系統であるが、『法然上人行状絵図』のなかで二尊院の湛空をして、「わが義のあやまらぬ證據には、聖光房をこそ申されけれ」(巻四十六第五段)と言わしめ、鎮西義の優越を謳っている。西山派に対しては、『法然上人行状絵図』は批判的であった(田村園澄『法然上人伝の研究』)。かわって目立つのは鎮西教義の全面的擁立である。源智は「先師念仏の義道をたがへず申人は、鎮西の聖光房なり」「予が門弟にをきては、鎮西の相伝を

もて、我が義とすべし」といい、「かの勢觀房の門流は、みな鎮西の義に依附して別流をたてずとぞうけたまはる」と解説している（巻四十六第五段）。源智は法然墓堂を寺院化した最初の人物であり、その彼を鎮西派のなかに位置づけたのである。

このような『法然上人行状絵図』の成立は知恩院にとって重要な意味をもっている。それは法然上人尊崇の中心的役割を、東山大谷の上人廟堂を擁し、鎮西派教団の橋頭堡となる「知恩院」が果すべきことを宣言したものであった。塚本善隆博士は「法然と浄土宗と知恩院の三位一体の關係こそ「四十八卷伝」が説き明かそうとした大綱であり、結論ですらあった」（「四十八卷伝と知恩院」『新修日本』）と述べられたが、まさに正鵠を得た言である。

『花園天皇宸記』によれば、如空と時を同じくして西山派の正道（尊空、浄金剛院覚道の孫弟）が活躍していた。宮廷貴族への接近が顕著であった。如空もまた貴族社会への接近に積極的であった。花園上皇は如空の入滅を耳にして、日ごろの所存とたがわず臨修正念に往生した、近來の念仏宗興隆の人だと日記に書いておられるが、彼こそ知恩院の基礎を確立した人物であった。如空は皇室に接近し、法然上人伝の決定版を作成する抱負を述べ、舜昌らが集大成した伝記を絵巻化するために、筆法に秀でた諸帝貴顕や著名画家に協力を請うたのが真相ではなかつたらうか。それを實現化した勢力が、ほかでもない如空を頂点とする鎮西系の新生「知恩院」であった。

知恩院の名が登場するのは『法然上人行状絵図』以降である。元亨二年（一二三三）、花園上皇が伏見院らのために不断念仏を本道に修させられたとき、料物をめぐる庄役の負担で、本道に仰付けのあった山田庄に反対し、返付させたのが「知恩院」であった（「花園天皇宸記」元亨三年十二月二十四日条）。知恩院側には西山系の僧に対する競争心があり、また新興の勢力をもっていたことが窺われる。

『法然上人行状絵図』の作成によって、知恩院や法然上人に対して人々の深厚な帰依が倍加されることになる。貞

付表 卷別詞書段数・絵図画数一覧

卷	詞書 段数	絵図 画数	25	3	3
1	5	5	26	4	4
2	4	4	27	5	5
3	6	6	28	3	3
4	6	6	29	5	5
5	6	6	30	6	5
6	8	8	31	4	4
7	6	6	32	1	1
8	8	8	33	4	4
9	6	6	34	5	5
10	6	6	35	6	6
11	6	6	36	6	6
12	6	6	37	6	6
13	6	6	38	3	3
14	5	5	39	7	7
15	4	4	40	3	3
16	5	5	41	3	3
17	6	6	42	7	7
18	3	3	43	5	5
19	5	5	44	6	6
20	3	3	45	3	3
21	3	2	46	5	5
22	2	2	47	4	4
23	2	2	48	8	7
24	6	6	計	235段	232図

和五年（二三四九）ごろ、知恩院では正月十九日から七日間の法然忌日法要が「結縁仏事」として恒例化していた（『師守記』貞和五年正月十九日、廿二日、廿四日条）。如空の死を「一宗衰微之基歟」とみた花園上皇の懸念は杞憂であった。如空が志した新修法然上人伝の完成がその後の知恩院の歴史を拓いたのである。宝暦十二年（一七六二）一心院の妙阿玄秀が著わした『称念上人行状記』上には、如空が「知恩寺ヲ退キ当山へ移リ玉ヒテヨリ知恩院ト称ス」と、如空の代から知恩院の名称が始まるとの説が述べられている（『浄土宗全書』十七）。管見では如空以前の知恩院使用例が得られないので、『法然上人行状絵図』とともに「知恩院」の名称が興起したと考えられないこともない。後考を俟ちたい。

（伊藤唯真）

全卷完結の辞

浄土宗教団にとって長年の事業であった『浄土宗聖典』（全六巻）の刊行は、今回の第六巻をもって完結することになった。なお全六巻の索引については浄土宗出版室において作成されることになっている。まずもってこの『浄土宗聖典』の原稿執筆、さらには編集・刊行にかかわり、ご尽力を賜った諸先生がたに対して、深甚の謝意を表す次第である。

第一巻は「浄土三部経」と『無量寿経優婆提舍願生偈』（往生論）である。「浄土三部経」の漢文（原文）・書下文は、「大雲校訂本」（三縁山聚英堂版）にもとづき、水谷真成・高橋弘次・深貝慈孝・岸一英（敬称略・以下同様）が担当執筆した。音読は花園宗善によってなされた。『往生論』は底本を「義山校本」（『浄土宗全書』所収）として、原文・書下文・解題ともに藤堂恭俊が担当執筆した。

第二巻は『観無量寿仏経疏』（観経疏）である。原文・書下文は「義山校訂本」（元禄七年版）を底本として、坪井俊映・深貝慈孝・稲岡誓純が担当執筆した。解題は高橋弘次が執筆した。

第三巻は『選択本願念仏集』と『徹選択本願念仏集』である。「選択集」の原文・書下文は土川勸学宗学興隆会刊の「土川本」（昭和十二年版）を底本として、編集A班によって作成された。解題は藤堂恭俊が執筆した。『徹選択集』の原文・書下文は「敬道校訂本」（天保八年刊）を底本とし

て高橋弘次が担当した。解題も高橋弘次が執筆した。

第四巻は『黒谷上人語灯録』（和語）である。『龍谷大学善本叢書』（元享版『黒谷上人語灯録』全七巻）「影印本」（平成七年版）を底本として、原文は深貝慈孝、釈文は齊藤舜健が作成した。解題は深貝慈孝が執筆した。

第五巻は伝書類と授菩薩戒儀の類である。「三巻七書」は林彦明校訂『昭和新訂三巻七書』（昭和十八年版）。「授菩薩戒儀」は林彦明校訂『昭和新訂授菩薩戒儀』（昭和十六年版）をそれぞれ底本とした。『往生記』・『末代念仏授手印』・『領解末代念仏授手印抄』・『往生記投機抄』の原文・書下文は柴田哲彦が担当執筆した。『授手印伝心抄』・『領解授手印徹心抄』の原文・書下文は阿川文正貝慈孝が担当執筆した。『授菩薩戒儀』（黒谷古本）と「湛然本」を宮林昭彦、『授菩薩戒儀』（新本）を高橋弘次、それぞれ原文・書下文を担当執筆した。解題は『往生記』と『投機抄』を柴田哲彦、『末代念仏授手印』・『領解抄』・『伝心抄』・『徹心抄』を阿川文正、『決答授手印疑問抄』と『銘心抄』を深貝慈孝、『授菩薩戒儀』（二本）を宮林昭彦がそれぞれ担当執筆した。

第六巻は『法然上人行状絵図』（勅修御伝）である。原文・釈文の前半（巻一―巻二四）を玉山成元が、後半（巻二五―巻四八）を伊藤唯真がそれぞれ担当執筆した。玉山成元は原稿執筆・提出後に遷化されたので、後の編集と解題執筆などは伊藤唯真が担当した。とくに釈文の作成には、中央公論発刊の『法然上人伝』上・中・下を使用した。

浄土宗聖典刊行委員会は以下の者によって構成（平成五年）された。

委員長 高橋弘次

委員 真野龍海 宮林昭彦

阿川文正 深貝慈孝

伊藤唯真 故玉山成元

花園宗善 牧 達雄

編集集

A班 第一卷・第二卷・第三卷・第五卷

編集長 阿川文正

副編集長 柴田哲彦

編集員 久米原恒久 春本秀雄

渡辺真宏 阿川正貫

大橋定敏 関 恒明

林田康順 巖谷勝正

石垣正順 奥野輝秀

B班 第四卷

編集長 深貝慈孝

編集員 齊藤舜健

C班 第六卷

編集長 伊藤唯真

編集員 伊藤真宏

梶原隆浄

伊藤真昭

刊行委員会は、東京・京都を会場として計十六回の会議をもった。編集は作業を含めて計一七七回の編集会議をもった。なお刊行・編集合同会議は東京・京都を会場として計十二回開催された。とくに第五巻は伝書類の公開出版であり、勸学職会議の許可を得て出版されたことを附言しておく。『浄土宗聖典』編集に際しては、底本の資料のみでは編集できない。ために新知恩院（滋賀）・大巖寺（千葉）・大本山増上寺・大正大学・佛教大学に所蔵される資料の写真撮影をした。撮影許可を出して頂いた関係者に厚くお礼を申し上げる。

さらにこの『浄土宗聖典』の企画・編集・刊行の事務を推進して頂いた牧 達雄・故吉田昭炳・袖山栄真の歴代教学局長・大塚峰雄課長、小林正道浄土宗出版室長・高橋誠実課長・室員の松本一浩、関係者諸師の名前を記して感謝の意を表する次第である。

最後に、この『浄土宗聖典』（全六巻）を出版していく過程で、原文・書下文などの誤植・ル

ビ・音読などについて、諸師からご指摘をいただいた。今後再版の資料とさせて頂くことを申し上げます、お礼の言葉に代えたい。

平成十一年十月一日

浄土宗聖典刊行委員会委員長 高橋 弘次

浄土宗聖典 第6巻

平成11年10月1日発行

編集 浄土宗聖典刊行委員会

編集協力 浄土宗出版室

印刷 株式会社 圖書印刷 同朋舎

発行 浄土宗

浄土宗宗務庁

〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

☎(075)525-2200(代)

浄土宗東京事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

☎(03)3436-3351(代)

ISBN4-88363-128-1 C3315